

## 居住系介護施設の概要

施設	種類	特徴	定義	根拠法等	主な設置者	入居資格
介護保険3施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	要介護高齢者のための生活施設	入所定員が30人以上の特別養護老人ホームであって、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設(介護8条26項)	介護老人福祉施設(介護8条26項)	地方公共団体社会福祉法人	要介護3以上の者※平成27年4月1日改正
	介護老人保健施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設(介護8条27条)	介護老人福祉施設(介護8条27項)	地方公共団体社会福祉法人	要介護1以上の者
	介護療養型医療施設	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設(旧医療7条2項4号)	介護療養型医療施設(旧介護8条26項)	地方公共団体社会福祉法人	要介護1以上の者
その他施設	地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	要介護高齢者のための生活施設	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームであって、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設(介護8条21項)	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(介護8条21項)	地方公共団体社会福祉法人	要介護3以上の者※平成27年4月1日改正
	養護老人ホーム	環境的・経済的に困窮した高齢者の入所施設	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設(老福20条の4)	特定施設入居者生活介護(介護8条11項)、地域密着型特定施設入居者生活介護(介護8条20項)、介護予防特定施設入居者生活介護(介護8条の2第9項)	地方公共団体社会福祉法人	
	軽費老人ホーム	低所得高齢者のための住居	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(社福65条、老福20条の6)	特定施設入居者生活介護(介護8条11項)、地域密着型特定施設入居者生活介護(介護8条20項)、介護予防特定施設入居者生活介護(介護8条の2第9項)	地方公共団体社会福祉法人	
	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者のための共同生活住居	入居者について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの(老福5条の2第6項)	認知症対応型共同生活介護(介護8条19項)、介護予防認知症対応型共同生活介護(介護8条の2第15項)	営利法人中心	
(住居)	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者のための住居	高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームであって居住のように供する専有部分を有する者に高齢者を入居させ、状況把握サービス生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅(高齢居住安定5条)	有料老人ホームに該当する場合、有料老人ホームの例による。	営利法人中心	
その他施設	有料老人ホーム	高齢者のための住居	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理をする事業を行う施設(老福29条)	特定施設入居者生活介護(介護8条11項)、地域密着型特定施設入居者生活介護(介護8条20項)、介護予防特定施設入居者生活介護(介護8条の2第9項)	営利法人中心	